

令和7年11月

鶴岡市消防署旧朝日分署解体工事

現 場 説 明 事 項

鶴岡市建設部建築課

■ 一般事項

1. 工事概要

特記仕様書、設計図に記載のとおり、鉄筋コンクリート造（一部木造）2 階建て（事務所）の解体を行う。あわせて、外構のホース乾燥塔の他、各種インフラの撤去を行い、当該地を更地にする。外構のコンクリート舗装は建築物、工作物、埋設物の解体撤去に要する範囲のみを解体し、その他は現状のままとする。残存備品（可動備品一式）の処分と防災無線柱（パンザマスト）、屋外消火栓（貯水槽）の解体は別途とする。

2. 工事場所

鶴岡市下名川字落合9

3. 遵守法令

地方自治法及び鶴岡市契約に関する規則、鶴岡市建設工事請負契約約款並びに工事実施にあたり適用される関係法令、規則を遵守する義務を負う。

4. 下請契約の遵守

「山形県建設工事標準下請契約約款」並びに「鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領」を遵守のこと。

5. 下請負等に係る市内業者の受注割合について（消費税を含む設計工事費が 1 億円以上の建築一式工事に適用）

☐適用する / ☒適用しない（☒印を適用）

【鶴岡市建設工事における市内業者の受注確保取扱要領】による。

本件工事請負契約の工事について、受注者が工事の一部を第三者（以下、「下請負人」という。）に請け負わせる場合、受注者が直接請け負わせた契約（以下、「一次下請負契約」という。）のうち、市が指定した工種の一次下請負契約金額の総額に対する市内業者を下請負人とした契約額の総額の割合を 90%以上とする。下請負等に係る市内業者の受注割合の算定については現場事項の 24 による。

受注者の責めに帰すことができない事由により、指定した工種【別表（2）】を本項で定める受注割合の算定に含めることが困難となった場合は発注者と受注者が協議して指定工種を定める。

（同 取扱要領 第 7 条）

6. 官公庁への手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは速やかに行うこと。

7. 入札保証金

免 除

8. 契約保証

鶴岡市建設工事請負契約約款第 4 条による保証を付すること。

9. 前金払い・中間前金払い

前金払いについては、鶴岡市建設工事請負契約約款第 36 条第 1 項及び第 2 項による。

また、中間前金払いについては、鶴岡市建設工事請負契約約款第 36 条第 3 項及び第 4 項による。

10. 部分払い

支払い方法は鶴岡市建設工事請負契約約款第 39 条及び第 43 条によるものとし、適用は【別表（1）】支払い区分表のとおり。

11. 下請負の禁止

工事の大部分又は、全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

12. 設計変更及び請負代金の変更について

12-1.設計変更については、建設工事請負契約約款によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」（平成27年5月（令和2年6月一部改定）国土交通省官庁営繕部）によるものとする。

工事の取り合わせ等による軽微な変更が生じた場合、設計変更は行わない。

12.2. 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更は鶴岡市建設工事請負契約約款第26条第1項、第5項、第6項に記載のとおり。以下、抜粋。

「第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12箇月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」

「5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。」

「6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。」

13. 現場代理人の常駐義務

鶴岡市建設工事請負契約約款第11条による。条件付き一般競争入札において「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」を提出した場合は申請書に記載した技術者を現場に配置すること。

14. 主任技術者・監理技術者の配置

14-1. 建設業法に基づき、監理技術者等の有資格者を専任で配置すること。条件付き一般競争入札において「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」を提出した場合は申請書に記載した技術者を現場に配置すること。なお、下請人についても再下請の額により建設業法に基づく監理技術者等の専任が必要となる場合があるのでこれについても十分留意すること。

14-2. 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者については、下記のとおりとする。（鶴岡市発注工事における監理技術者及び監理技術者を補佐する者の取扱いについて）

☐ 兼務可 / ☐ 兼務不可 / ☒ 対象外 （☒印を適用）

15. 労働災害の防止

労働災害の未然防止に最善の処置をなすこと、又労働安全衛生法に定められた有資格者を選任し、監督職員にその内容（権限、職務担当、資格、免許等）を明記した書面を提出し承諾を得ること。

16. 設計図の製本

当該工事設計図書、A1版0部、縮小版(A3)1部を製本の上、契約締結後、速やかに提出すること。

17. 共同企業体の運営委員会

共同企業体の代表者は、契約締結後すみやかに共同企業体編成表（運営委員会の組織及び運営規則）を提出し承諾を得ること。

18. 工事の出来高に伴う所有権

工事目的物に対し、部分払いを行った出来高部分の所有権は部分払いを行った時点において市に帰属するものとする。尚、所有権の移転後といえども竣工検査に合格し目的物すべてを引き渡すまでは、その部分についても善良なる管理者の注意をもって管理をなし、若しくは損害等を与えた時はすべての損害を賠償すること。

19. 建設業退職金共済制度の適用

中小企業退職金共済法に基づいて国がつくった「建設業退職金共済制度」である建設業退職金共済組合にかかる掛金について、当該請負工事に必要な作業員に係る掛金収納書を、契約締結後 30 日以内に提示すること。

20. 火災保険等

鶴岡市建設工事請負契約約款第59条による火災保険等を付すること。保険対象期間は、現場乗り込み時期から竣工期限+14日とする。

21. 質問について

別表(1)のとおり

22. 入札会

別表(1)のとおり

23. 入札書宛名

鶴岡市長 佐藤 聡

24. 工事名

鶴岡市消防署旧朝日分署解体工事

25. 竣工期限

令和8年3月25日(水)

※ 週休2日確保工事：(■印を適用)

■ 発注者指定型 (□ 月単位 / ■ 通期)

□ 受注者希望型 □ 完全週休2日 □ 対象外

(以下、発注者指定型の場合に適用する)

・本工事は4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。

実施にあたっては「鶴岡市建設工事「週休2日確保工事」実施要領」に基づくため、詳細については実施要領を確認すること。

25-1. 猛暑日を考慮した工期の設定 (■印を適用)

□ 猛暑による作業不能日数 (日間)

■ 不採用

運用は「営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について

(令和6年3月22日付 国営計第173号 国営建技第14号)による

26. 設計図書の返還

現場説明時に設計図、現場説明事項書等が交付された場合は入札当日、会社名記入の上、契約管財課に返還すること。

27. 支給材料(建築工事に適用)

本工事に使用する木材の内、構造図及び金抜き設計書に【支給木材】と記載された品質・規格、数量の木材を市が工事受注者に支給する。支給材料の引渡場所(市内)、引渡時期は監督職員の指示による。

支給した木材について工事受注者の施工方法により不足が生じた場合は工事受注者の負担において調達すること。設計図書の変更または、設計図書等の相違によって過不足の生じた材料については、支給材料の数量の変更を行う。

支給した木材の性質により生じた瑕疵については、市に木材を納入した者と工事受注者と連帯し補償すること。また、協議により修補に必要な木材は工事受注者に支給する。

その他の事項については、鶴岡市建設工事請負契約約款第16条による。

28. ウィークリースタンス等の推進（鶴岡市建設工事等ウィークリースタンス実施要領による）

本工事は、受発注者協力のもと、工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めること目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

（取組内容）

初回打合せにおいて受発注者相互で確認、調整のうえ、次の各号に掲げる項目について積極的に取り組むものとする。

- （１） 昼休みや17時以降開始の打合せは行わない。
- （２） 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- （３） 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- （４） 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- （５） 定時間際、定時後の依頼は行わない。
- （６） ワンデーレスポンスの対応を徹底する。（工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領）
- （７） 工事又は業務の工程に影響する条件等を受発注者間で確認、共有する。
 - ・ 災害発生等により緊急的な対応が必要な場合又は受発注者以外の都合等により、取り組むことが困難な場合については対象外とする。
 - ・ 設計変更を伴う作業依頼については、国土交通省営繕部「営繕工事における設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

29. 情報共有システムの利用：（■印を適用）

□：情報共有システム利用の試行対象工事（以下、対象工事の場合に適用）

- （１） 本工事は、情報共有システムを利用する試行の対象工事であり、情報共有システムを利用することを原則とする。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、通信回線を確保出来ない等の理由により利用することが困難と判断した場合は、この限りでない。
- （２） 使用する工事情報共有システムは、LGWAN 環境で利用できるものを選定し、監督員の承諾を得たうえで決定すること。
- （３） 情報共有システムの利用に関する費用については、共通仮設費の率分に含まれる。
また、登録料及び利用料については、受注者が支払うものとする。
- （４） 情報共有システムの利用については、「鶴岡市情報共有システム利用試行要領」に基づき実施すること。
- （５） これらに定められていない事項は、監督職員と協議するものとする。
- （６） 機能要件は、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」及び「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」とする。

※国土交通省ホームページ参照（http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/）

※受注者の申し出により情報共有システムを利用する場合は監督職員と協議の上、変更契約の対象とする。

※積算上の留意点

数量公開に伴う数量は参考数量であって、設計書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上何等の約束をするものではありません。また、数量はすべて所要数量です。これは「建築数量積算基準」に基づく標準割り増しを含んでいます。

数量内訳書の内容に疑問のある場合は、質問日に「数量内訳書に関する質問書」を作成し、契約管財課契約検査係に提出してください。

「数量内訳書に関する質問書」を提出する場合は、公開範囲内の内訳書及びその根拠となる資料を添付して下さい。根拠となる資料とは、部位別、階別の集計表です。添付資料のない「数量内訳書に関する質問書」は受付できません。

「数量内訳書に関する質問書」の質問内容によっては、追加資料の提出を求める場合があります。

■現場事項

1. 設計図書の優先順位

- 1 現場説明事項及び質疑応答書
- 2 特記仕様書
- 3 設計図及び「屋外体育施設の建設指針（公益財団法人 日本体育施設協会）」
- 4 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」、建築物解体工事共通仕様書、「公共建築工事標準図」、「公共建築木造工事標準仕様書」（いずれも最新年度版）

■ 建築工事編 / ■ 機械設備工事編 / ■ 電気設備工事編 （■印を適用）

5 金抜き設計書（参考）

2. 書面の原則

工事進行上の質疑、指示、請求などは必ず書面、または電子メールにより行う。

但し、情報共有システム等を使用する場合は協議の上、決定する。

3. 監理事務所（■印を適用）

☐ 設置する / ■ 設置しない

4. 仮囲い

特記及び図示の他、工事用地とその他の部分を安全支障ない仮囲い等で区画すること。

※北側隣地境界及び全面道路は単管パイプ+メッシュシート（H=1.8m程度）とし、

他は A 型バリケード程度で区画すること。

また、通行人等の見やすい場所に、工事名、発注者名【鶴岡市】、工事期間等を示す表示板及び各種法令に基づく表示とあわせて、工事概要を表示すること。

4.-1 交通誘導員 B（■印を適用）

☐ 配置する（ 日・人 ） / ■ 配置しない

5. 工事車両の運行

道路管理者と事前協議のうえ、運行経路等その指示によること。交通事故防止に十分留意すること。

工事着工前、監督職員立ち会いの上道路現況の実測、写真記録を提出すること。

6. 第三者への責任

工事施工による振動、騒音、粉じん、その他近隣環境への影響には特に注意し、施設利用者、付近住民、道路利用者等第三者に対するトラブルについては、受注者の責任において解決すること。

7. 労働災害の防止

現場の安全、衛生、災害の防止には最善の措置をなし、各々の責任者を常時現場に勤務させること。あわせて労働安全衛生法等、定められた関係書類を監督官庁に提出し承認された写しを監督職員に提出すること。

8. 仮設電力・用水

既存設備がある場合は、監督職員と協議の上、有償にて使用できる。（かかる費用は受注者の負担とする）

9. 原形復旧

道路、側溝等を損傷した場合は、その都度速やかに復旧し、工事用地は建物竣工までに着工前の状態に修復すること。（釘・木片・コンクリート・くず等残さぬようにすること）

10. 工事用地

受注者が使用できる工事用地、場内の駐車場等は契約後、市監督職員と協議のうえ決定する。

11. 施工計画書

着工に先立ち工事の総合仮設計画や工種別施工計画書はすみやかに提出し承諾を得ること。

12. 工程表

契約後速やかに全工期内の実施工程表を提出し承諾を得ること。又、工程会議を開催する場合は、前回工程会議から次回工程会議まで工程表を提出すること。

詳細は鶴岡市建築工事監理要領のとおり。

13. 工事日報

工事全般の進行状況を毎日記録した日報を作成し、現場に備え置くこと。

14. 施工図及び原寸図

施工図、現寸図、見本等は早めに提出し承諾を得ること。

15. 材料検査及び立会検査、使用材料等

- 1) 契約約款第 14 条により監督職員の検査を受け合格したものでなければ使用できない。但し、製作工程で試験検査を実施しなければならない材料、製品についてはすべて受注者の自主検査実施とし、その結果を報告し承諾を得ること。
- 2) 試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合する事が確認出来ないものは、公的試験の品質、規格、性能証明書、強度試験成績書等を提出すること。
- 3) 各設備工事も同様とする。
- 4) 自主検査を必要とするものは別途指示する。
- 5) 使用する材料、機器等は設計図書に定める品質、性能を有する新品（仮設材を除く）で下記のいずれかに適合するものとする。

- ・ 建築基準法第 37 条 ・ JIS または JAS ・ エコマーク ・ (一財) 公共建築協会
- ・ グリーン購入法 ・ (一財) ベターリビング ・ 給水装置の構造及び材質の基準
- ・ その他、市が承諾したもの

16. 保証書

防水工事等責任施工で保証期間を指定されたものは、受注者及び施工者連名で保証書を提出すること。

17. 鉄骨加工組立業者

鉄骨加工、組立施工業者は、大臣認定取得工場で且つ、監督職員の承諾を受けた者とする。

18. 超音波探傷検査

鉄骨溶接部分の非破壊検査を実施しなければならない。これを実施する場合は監督職員の立会いを求め、合格してから次の工程に進むものとする。なお、全溶接部分の探傷検査報告書を提出し承諾を得ること。

19. 写真等

着工前から竣工までの工程写真を詳細に（各設備工事も同じ）撮影し、説明を付け、竣工時に提出すること。提出部数、仕様は、「鶴岡市建築工事引継書類作成・整理要領」のとおり。

20. 竣工図・施工図

竣工図は黒表紙とし、表紙に打文字又は印刷で工事名、工期、発注者、監理者、受注者、背表紙に工事名を明記の上、製本して提出すること。

竣工図は原図を添えて、CADで作成の場合はデータも提出すること。

提出部数、仕様は、「鶴岡市建築工事引継書類作成・整理要領」のとおり。

2 1. 契約不適合責任の検査

工事目的物引渡後 1 年目及び 2 年目にて契約不適合責任の検査を行い、その結果受注者の責任による補修等が発生した場合は契約約款第 4 6 条を適用する。

2 2. 引き渡し

竣工検査合格後、下記のを添付すること。

1. 工事引渡書及びリスト表
2. 各工事ミルシート
3. 各試験データ及び配合表、記録測定表
4. 各保証書
5. 各官公庁検査合格書
6. カギリスト及び付属品
7. 下請施工者住所、氏名、電話記入一覧表
8. 下請基本契約書、請書、下請約款（その都度）
9. 各器具、機械取扱い説明書及びカタログ
10. 使用上、保守管理上の注意事項記載書
11. その他必要と認めたもの

2 3. 使用木材について

木材の使用にあたっては、鶴岡市林業の振興に寄与するよう努めること。

鶴岡市産材として指定された木材は産地証明書を提出すること。

2 4. 下請負等に係る市内業者の受注割合の算定（消費税を含む設計工事費が 1 億円以上の建築工事に適用） 一般事項の 5. 下請負等に係る市内業者の受注割合の算定については以下による。

- ① 市内業者が一次下請負人として請け負った工事の一部を再度他の下請負人に請け負わせた場合（以下、「二次下請負」という。）で、その二次下請負人が市外業者の場合は、その二次下請負契約額を減じた額を市内業者となる一次下請負契約額とする。
- ② 市外業者が一次下請負人として請け負った工事の一部を二次下請負とした場合で、その二次下請負人が市内業者の場合は、その二次下請負契約額は市内業者を下請負人とする一次下請負契約額とする。
- ③ 下請負人がその下請負契約に含む資材購入及び役務の調達については、調達先にかかわらずその下請負契約額に含むこととする。但し、下請負人が市外業者であった場合には資材の購入及び役務の調達先が市内業者の場合は、その購入額または役務調達額を②の規定に準じて市内業者を下請負人とする契約額とする。
- ④ 市内業者とは、鶴岡市内に本店が所在する業者とする。
- ⑤ 一次下請負契約総額の算定対象として指定する工種は【別表（2）】にあげる直接工事とする。
- ⑥ 指定した工種以外について、下請負人を市内業者とした下請負契約についてもその契約額を本規定の算定に含めることができる。
- ⑦ 受注者は、下請負が二次以降、数次に及ばないように努めることとするが、やむを得ず二次下請負人

が再度の下請負を行った場合は、上記①から③に準じて市内業者下請負契約額を算定する。

- ⑧ 本規定の履行を確認するため、施工体制台帳・体系図、下請計画・報告書並びに下請契約書の写し（含む二次以降の下請負契約）を速やかに提出するとともに、市内業者の受注割合が確認できる資料を作成し、あわせて提出すること。

25. 協力業者の選定及び仕様資器材の調達について

協力業者の選定及び使用資器材、労務の調達にあたっては地元業者を優先し、鶴岡市産業、経済の振興に寄与するようにつとめること。

なお、下請契約の締結においては、事前にその内容等について、市の承諾を必要とするので、一般事項第4項を遵守のこととし、資器材の購入先、品質、規格の選定においても同様とする。

26. 施工体制台帳等の整備について

施工体制台帳を作成し現場に備え置き、その写しを提出すること。また、施工体系図を作成し工事現場に掲示すること。

27. 工事に伴う発生材の処理及び石綿の事前調査結果の報告について

27-1. 工事に伴う発生材の処理については、建設リサイクル法（平成14年5月30日施行）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い、適切に処理すること。

27-2. 石綿障害予防規則第4条の2に基づき、工事開始前の石綿の有無の調査を実施し、報告様式（石綿障害予防規則様式第1号）による事前調査結果等報告を監督職員の確認を受けたうえ、庄内労働基準監督署に報告すること。
その他、所定の手続き、報告が必要な場合も監督職員の確認を受けること。

28. 建設発生土の適正処理

本工事における全ての建設発生土の受入地については、下記の通りとする。これにより難しい場合は監督職員の指示によるものとし、設計変更協議の対象とする。

受入地が決定した場合は速やかに建設発生土受入同意書、運搬経路と距離を記載した位置図、受入地の写真（受入れ前）を監督職員に提出し、受注者の責任において適正に運搬・処理を行なうこと。また、建設発生土の処分状況を確認するため、受入れ前、受入れ中（抜粋で可）、受入れ後の状況写真を監督職員に提出すること。

なお、受入地が複数にわたる場合は、それぞれについて上記の書類を提出すること。

- ・建設発生土受入地（想定）の名称及び所在地：（■印を適用）

☐ スtockヤード （☐ 鶴岡市山田字境興屋地内 / ☐ 鶴岡市勝福寺前川原地内 ）
☐ 鶴岡市本郷字高瀬 36-1）

☐ 大山工業団地内仮置場 （鶴岡市指定場所）

☐ 基盤整備事業（事業主体：山形県 搬出場所： ）

■その他（■ 工事敷地内に敷き均し） / ☐ 発生土なし）

- ・運搬距離 : km以内

29. 工事実績情報の登録について

当初契約時または変更契約時において、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、請負代金額2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督職員に提出すること。

30. 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）の提出について

当初契約時または変更契約時において、請負代金額が100万円以上の工事については、工事着手前に「再生利用資源計画書及び再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員に提出すること。

また、工事完了時には「再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書」を作成し、データもあわせて監督職員に提出すること。

31. その他

- 1) その他特記なき細部については設計図書、公共工事標準仕様書及び工事監理指針を熟読の上、遵守すること。
- 2) 請負代金額内訳書及び工程表等は契約約款第3条により契約締結後7日以内に提出すること。
- 3) 工事期間中の工事用地内の除排雪にかかる費用は金抜き設計書に記載の内容で積み上げ共通仮設費に計上することとし、実情にあわせて精算変更とする。
- 4) 隣地の民家（木造2階建て200㎡未満）の家屋調査（着工前、完成後）を行い、報告書を提出すること

32. 質問について

質問事項をA4版中央左半分使用記入（右半分は回答欄として空白とすること）コピーのできる用紙に記入して提出のこと。

提出、回答日時 ～ 【別表（1）】記載のとおり。

33. 入札書及び入札要領

入札書の様式、記載要領は入札公告（入札指名通知書）のとおり。

入札時共同企業体として入札の場合は各委任事項については、特に留意すること。

34. 連絡（統一）

市から共同企業体代表者へ工事関係の通知指示等をした場合は、各構成員にも通知したことになるので留意すること。（鶴岡市建設工事請負契約約款第1条第12項）。

35. 問い合わせ

入札要領手続等に関しては随時下記で受け付ける。

総務部契約管財課契約検査係（0235）35-1154

〈適用範囲〉

1. 一般事項の１７項及び現場事項の３３、３４項は、当該工事について、事前に共同企業体の結成が承認された共同企業体に適用する。
2. 一般事項の１４、２７項及び現場事項の１７、１８、２３、２７-２、２８、３０項は、該当する受注工事がある場合に適用する。

【別表（１）】

	年 月 日	時 間	場 所	
入 札 会	入札公告（指名通知書）による			
質問書受付期間	日時：入札公告（入札指名通知書）による		文書：契約管財課	
回答書閲覧期間	日時：入札公告（入札指名通知書）による		文書：契約管財課	
支 払 区 分 表				
区分	前金払	中間前金払	部分払	摘 要
令和7年度	あり	あり	なし	
(1.前金払い) 請負代金額の4/10以内とする。(鶴岡市建設工事請負契約約款第36条を適用)				
(2.中間前金払い) 請負代金額の2/10以内とする。 (鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第3項及び第4項を適用)				
(3.部分払い) 鶴岡市建設工事請負契約約款第39条、第43条によるものとし、適用は上記のとおり。				

【別表（２）】

現場事項の２４、下請負に係る市内業者の受注割合の算定対象とする工種は下記のとおりとする。

（消費税を含む設計工事費が１億円以上の建築工事に適用 ※本工事は対象外）

工 種（○印のついた工種を対象とする）		左記の工種の内、算定から除外する項目
	1.仮設工事	交通誘導警備員、化学物質濃度測定費、荷揚げ用揚重機械器具費、敷き鉄板、構台
	2.土工	
	3.地業工事	コンクリート圧送、地盤改良、杭地業、矢板
	4.鉄筋工事	ガス圧接、ガス圧接部超音波探傷試験費
	5.コンクリート工事	コンクリート圧送
／	6.型枠工事	
／	7.鉄骨工事	
／	8.コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事	
	9.防水工事	
／	10.石工事	
／	11.タイル工事	
	12.木工事	集成材及び金物
	13.屋根及びとい工事	
／	14.金属工事	
	15.左官工事	
	16.建具工事	アルミニウム製建具、樹脂製建具、鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、自動ドア開閉装置、自閉式上吊り引戸装置、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防火シャッター
／	17.カーテンウォール工事	
	18.塗装工事	
	19.内装工事	
／	20.ユニット及びその他の工事（家具工事含む）	フリーアクセスフロア、鋼製床、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、プレキャストコンクリート工事、煙突ライニング、調理機器、既製家具、ブラインド、消防用既製家具等（防火衣ロッカー他）
	21.排水工事（街きょ、縁石及び側溝）	
	22.舗装工事	
／	23.植栽及び屋上緑化工事	
	24.解体工事	発生材処理費（最終処分）
／	25	
／	26.	

※指定した工種以外について、下請負人を市内業者とした下請負契約についてもその契約額を本規定の算定に含めることができる。

【鶴岡市建設工事における市内業者の受注確保取扱要領】

（市内業者下請指定工種等に係る協議）

第７条 建築物の設計・積算及び工事監理担当課と元請建設業者は、工事期間中、市内業者下請指定工種等について、地震や火災などの災害のほか、受注者の責めに帰すことのできない事由により当該指定工種等に係る履行の確保ができない場合はその取扱いについて協議の上、履行確認事項から除外等することができる。